※ 最近（2か月程度）の国税や社会保険料の納税の猶予申請書及び猶予許可通知書の写しを提出すれば、2（1）から（4）欄の記載の省略が可能です。

収受印

徴　収　猶　予　申　請　書（特）

《個人事業主用記入例》

申請年月日：申請書を提出する日を記入ください。
各期別の納期限までに申請が必要です。

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収

1　申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）

申請者	住所所在地	新潟県阿賀野市岡山町１０番１５号 電話番号 0250（62）2510　携帯電話 090（8765）4321	申請年月日	令和 2 年 8 月 18 日
	氏名名称	阿賀野　太郎　印	※職員記入欄	通信日付印 申請書番号 処理年月日

納付又は納入すべき税	年度	税目	納期限	税額	本税以外（延滞金等）	納付書番号等	猶予を希望する期間
	2	市県民税	2・8・31	130,000		55551111	納期限の翌日から R3・8・31 まで 12 月間
	2	国民健康保険税	2・8・31	70,000		550011101	納期限の翌日から R3・8・31 まで 12 月間
			・　・				
			・　・				
			・　・				
				①			

納期限：それぞれの納期限を記入ください。
特例対象：令和２年２月１日から令和３年２月１日までに納期限が到来するもの。
納付書番号等：通知書番号を記入してください。
※申請時点で納期限が翌月に到来する程度のものまでをまとめて申請することができます。

いずれかに✔が必要です。

新型コロナウイルス感染症等の影響	☑イベント等（営業等）の自粛で収入が減少　☐外出自粛要請で収入が減少 ☐その他の理由で収入が減少（具体的な理由を記入　　）

2　猶予額の計算（書

（注）会計ソフト等で作

収入減少率：令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね２０％以上減少していることを示すためのものです。収入・支出状況の把握のため３か月分の記載欄がありますが、計算の際は、減少率の大きいものを記載してください。

(1)　収入の減少の状況等

令和２年２月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況

	項目	令和 2 年（当年） 3 月	4 月	5 月	前年同月 3 月	4 月	5 月
収入	売上	円 1,100,987	円 987,462	円 896,452	円 2,023,457	円 2,123,456	円 2,218,654
	小計	③ 1,100,987	④ 987,462	⑤ 896,452	⑥ 2,023,457	⑦ 2,123,456	⑧ 2,218,654
支出	仕入	265,321	246,555	249,113	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一般管理費	523,046	464,107	421,332	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	生活費	250,000	250,000	250,000	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	光熱水費等	50,000	50,000	50,000	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	借入金返済	60,000	60,000	60,000	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	小計	⑨ 1,148,367	⑩ 1,070,662	⑪ 1,030,445	[illegible]	[illegible]	[illegible]

収入減少率
1－(③÷⑥) 1－(④÷⑦) 1－(⑤÷⑧) のうち最大のものを記載
59　%

支出平均額
(⑨＋⑩＋⑪)÷記入月数
⑫ 1,083,158　円

収支：必ずしも３ヶ月分記入する必要はなく、前年同月からの収入減少率が大きい1ヶ月分のみの記入でも可。

（注）売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄　☐ 事業収入の減少等の事実があることを証する書類（売上帳、給与明細、預金通帳等）　☐ 聴取

税理士署名押印	印	電話番号	
		☐	税理士法第30条の書面提出有

《個人事業主用記入例》

⑵　当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等（⑫ ×6（6か月分））	6,498,948　円	＋	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	200,000　円
			当面の支出見込額（⒀）	6,698,948　円

当面の支出見込額（⒀）：「⑴　収入の減少の状況等」において、計算した支出平均額（⑫）を６か月分としたものと、今後６か月間に予定されている臨時支出等の額を合計したものを記載してください。

⑶　難であることを証する書類（預金通帳、現金出納帳等）　□　聴取

	金額		金額		
現金	300,000　円	預貯金	1,098,765　円	現金・預貯金の合計（⒁）	1,398,765　円

⑷　納付可能金額

⒁（現金・預貯金残高）　－⒀（当面の支出見込額）　＝　納付可能金額（⒂）　0　円

スの場合は0）

猶予額：「⑵　当面の運転資金等の状況等」、「⑶　現金・預貯金残高」、「⑷　納付可能金額」について記載し、計算した納付可能金額（⒂）を、納付･納入すべき税（①＋②）から差し引いたものを記載してください。

⑸

（①＋②）納付･納入すべき税	－	（⒂）納付可能金額	＝	猶予額
200,000　円		0　円		200,000　円

３　その他の猶予申請（他の猶予の申請を併せて希望する場合）

☑この申請が許可されなかった場合（※）は、他の猶予制度（換価の猶予）の適用を希望します。

※　収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度（換価の猶予）により猶予を受けら　りますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

チェックボックスはあくまで他の猶予制度の希望欄であり、当然にこれだけで他の猶予制度が適用されるわけではありませんので、ご留意ください。

をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入（臨時収入の減少など）については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面（向こう６か月分）の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- **申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。**
- 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- 今後（２か月程度）に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

新潟県　阿賀野市